

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

目次

- 一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（第一条関係）  
二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係）

# 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案

## （測定単位及び単位費用）

**第十二条** 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位
八 補正予算債償還費	一〇七 略	昭和六十二年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十九年度までの

現行

## （測定単位及び単位費用）

**第十二条** 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位
八 補正予算債償還費	一〇七 略	昭和六十一年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十八年度までの



市町村	一〇八 略	九 補正予算債償 還費	昭和六十二年度から平成十年度までの各 年度において国の補正予算等に係る事業 費の財源に充てるため発行を許可された 地方債に係る元利債還金
十三・十四 略	十一 臨時財政特 例債償還費	十 地方税減収補 填債償還費	平成十一年度から平成十四年度まで及び 平成十六年度から平成二十九年度までの 各年度において国の補正予算等に係る事 業費の財源に充てるため発行について同 意又は許可を得た地方債の額
	十二 財源対策債 償還費	十一 臨時財政特 例債償還費	地方税の減収補填のため平成九年度から 平成二十九年度までの各年度において特 別に発行について同意又は許可を得た地 方債の額
		平成九年度から平成二十九年度までの各 年度の財源対策のため当該各年度におい て発行について同意又は許可を得た地方	臨時財政特例対策のため平成九年度から 平成十二年度までの各年度において特別 に発行を許可された地方債の額

市町村	一〇八 略	九 補正予算債償 還費	昭和六十一年度から平成十年度までの各 年度において国の補正予算等に係る事業 費の財源に充てるため発行を許可された 地方債に係る元利債還金
十三・十四 略			平成十一年度から平成十四年度まで及び 平成十六年度から平成二十八年度までの 各年度において国の補正予算等に係る事 業費の財源に充てるため発行について同 意又は許可を得た地方債の額
	十一 地方税減収補 填債償還費	十一 地方税減収補 填債償還費	地方税の減収補填のため平成八年度から 平成二十八年度までの各年度において特 別に発行について同意又は許可を得た地 方債の額
	十二 臨時財政特 例債償還費	十二 臨時財政特 例債償還費	臨時財政特例対策のため平成八年度から 平成十二年度までの各年度において特別 に発行を許可された地方債の額
			平成八年度から平成二十八年度までの各 年度の財源対策のため当該各年度におい て発行について同意又は許可を得た地方

**十五 臨時財政対策債償還費**

臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十九年度までの各年度において特別

に起こそがでることとされた地方債の額

**十六 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費**

平成二十三年度から平成二十九年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

**2 略**

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。

**測定単位の種類**

測定単位の数値の算定の基礎

表  
示  
単  
位

**一〇三十九  
略**

**四十 災害**

(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事

業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は

許可を得た地方債（平成二十三年度から平成ため発行二十九年度までの各年度において発行につい

ため発行二十九年度までの各年度において発行につい

**十五 臨時財政対策債償還費**

臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十八年度までの各年度において特別

に起こそがでることとされた地方債の額

**十六 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費**

平成二十三年度から平成二十八年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

**2**

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

**測定単位の種類**

測定単位の数値の算定の基礎

表  
示  
単  
位

**一〇三十九  
略**

**四十 災害**

(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事

業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は

許可を得た地方債（平成二十三年度から平成ため発行二十八年度までの各年度において発行につい

ため発行二十八年度までの各年度において発行につい

について  
同意又は  
許可を得  
た地方債  
に係る元  
利償還金

て同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。) の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債(平成二十二年度から平成二十九年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。) の当該年度における元利償還金(6)に掲げるものを除く。)

(2)

国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債(平成二十三年度から平成二十九年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。) の当該年度における元利償還金

(3)

国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る経費又は国の行う

について  
同意又は  
許可を得  
た地方債  
に係る元  
利償還金

て同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。) の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債(平成二十二年度から平成二十八年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。) の当該年度における元利償還金(6)に掲げるものを除く。)

(2)

国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債(平成二十三年度から平成二十八年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。) の当該年度における元利償還金

(3)

国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る経費又は国の行う

災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金

(6) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第二百五十

災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金

(6) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第二百五十

号) 第二十四条第一項及び第二項に規定する  
地方債の当該年度における元利償還金

四十一 略

四十二 昭和六十二年から平成十年度までの各年度に於ける元利償還金

千円

国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため昭和六十二年度から平成十年度までの各年度において発行を許可された地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものに係る算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金

号) 第二十四条第一項及び第二項に規定する  
地方債の当該年度における元利償還金

四十一 略

千円

国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため昭和六十一年度から平成十年度までの各年度において発行を許可された地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものに係る当該年度における元利償還金

四十二 昭和六十二年から平成十年度までの各年度に於ける元利償還金	千円
事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成十一年度から平成十四年度	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため昭和十一年度から平成十一年度
度から平成十一年度までの各年度に於ける元利償還金	度までの各年度に於ける元利償還金
度から平成十一年度までの各年度に於ける元利償還金	度までの各年度に於ける元利償還金

四十二 昭和六十一年度から平成十年度までの各年度に於ける元利償還金	千円
事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成十一年度から平成十四年度	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため昭和十一年度から平成十一年度
度から平成十一年度までの各年度に於ける元利償還金	度までの各年度に於ける元利償還金
度から平成十一年度までの各年度に於ける元利償還金	度までの各年度に於ける元利償還金

成十四年 度まで及 び平成十 六年度か ら平成二 十九年度 までの各 年度にお いて国の 補正予算 等に係る 事業費の 財源に充 てるため 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	四十四 方税の減 収補填の ため平成 十四年
まで及び平成十六年度から平成二十九年度まで の各年度において発行について同意又は許可を 得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金 又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予 算により追加された歳出又は国の公共事業等予 備費の使用に係るものうち総務大臣が指定す るもの額	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税 割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事 業税の減収補填のため、平成九年度から平成十 四年度までの各年度において特別に発行を許可

千円

成十四年 度まで及 び平成十 六年度か ら平成二 十八年度 までの各 年度にお いて国の 補正予算 等に係る 事業費の 財源に充 てるため 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	四十四 方税の減 収補填の ため平成 十四年
まで及び平成十六年度から平成二十八年度まで の各年度において発行について同意又は許可を 得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金 又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予 算により追加された歳出又は国の公共事業等予 備費の使用に係るものうち総務大臣が指定す るもの額	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税 割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事 業税の減収補填のため、平成八年度から平成十 四年度までの各年度において特別に発行を許可

千円

千四

八年度か ら平成二 十八年度	までの各 年度にお いて特別 に発行に ついて同 意又は許 可を得た 地方債の 額	市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人 税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百 二十六号）第七十一条の二十六の規定により市 町村に対し交付するものとされる利子割に係る 交付金（以下「利子割交付金」という。）の減 収補填のため平成八年度から平成二十八年度ま での各年度において特別に発行について同意又 は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当 する額
四十五臨 時財政特 例対策の ため平成 八年度か ら平成十 二年度ま での各年 度におい て特別に	国 の 補 助 金 等 の 整 理 及 び 合 理 化 並 び に 臨 時 特 例 等 に 関 す る 法 律 ( 昭 和 六 十 年 法 律 第 三十七 号 ) ( 平 成 元 年 法 律 第 二十二 号 ) 、 国 の 補 助 金 等 の 臨 時 特 例 等 に 関 す る 法 律 ( 昭 和 六 十一 年 法 律 第 四十六 号 ) ( 平 成 三 年 法 律 第 十五 号 ) 等 の 規 定 に 由 る 改 正 後 の 法 律 の 規 定 等 に 基 づ く 昭 和 六 十 年 度 か ら 平 成 四 年 度 ま で の 各 年 度 に お け る 国 の 負 担 又 は 補 助 の 割 合 の 引 下 げ 措 置 に 伴 い 、 道 路 、 河 川 、 港 湾 そ の 他 の 土 木 施 設 等 の 公 共 施 設 又 は 公 用 施 設 の 建 設 事 業 等 に 係 る 国 の 贠 担 額 又 は	

千四

				発行を許可された地方債の額	
				補助額の減額による地方負担の増大に対処するため平成九年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	
				四十六 平成九年度から平成二十九年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	
時財政対	四十九 臨	四十七・四 十八 略	方債の額	又は許可を得た地 方債の額	又は許可を得た地 方債の額
(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第十号)第三条の規定による改	千円	四十六 平成九年度から平成二十九年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成九年度から平成二十九年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地 方債の額	四十六 平成九年度から平成二十九年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成九年度から平成二十九年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地 方債の額

				発行を許可された地方債の額	
				補助額の減額による地方負担の増大に対処するため平成八年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	
				四十六 平成八年度から平成二十八年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	
時財政対	四十九 臨	四十七・四 十八 略	方債の額	又は許可を得た地 方債の額	又は許可を得た地 方債の額
(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第十号)第三条の規定による改	千円	四十六 平成八年度から平成二十八年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成八年度から平成二十八年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地 方債の額	四十六 平成八年度から平成二十八年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成八年度から平成二十八年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地 方債の額

策のため

平成十三

年度から

平成二十

方債の額

九年度ま  
での各年  
度におい  
て特別に  
起こすこ  
とができる  
とができ  
ることとさ  
れた地  
方債の額

(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平  
成十六年法律第十八号）第三条の規定による  
改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一  
項の規定により平成十五年度において起こす  
ことができることとされた地方債の額

(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平  
成十九年法律第二十四号）第三条の規定によ  
る改正前の地方財政法第三十三条の五の二第  
一項の規定により平成十六年度から平成十八  
年度までの各年度において起こすことができ  
ることとされた地方債の額

(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平  
成二十二年法律第五号）第三条の規定による  
改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一  
項の規定により平成十九年度から平成二十一  
年度までの各年度において起こすことができ  
ることとされた地方債の額

策のため

平成十三

年度から

平成二十

方債の額

八年度ま  
での各年  
度におい  
て特別に  
起こすこ  
とができる  
とができ  
ることとさ  
れた地  
方債の額

(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平  
成十六年法律第十八号）第三条の規定による  
改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一  
項の規定により平成十五年度において起こす  
ことができることとされた地方債の額

(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平  
成十九年法律第二十四号）第三条の規定によ  
る改正前の地方財政法第三十三条の五の二第  
一項の規定により平成十六年度から平成十八  
年度までの各年度において起こすことができ  
ることとされた地方債の額

(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平  
成二十二年法律第五号）第三条の規定による  
改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一  
項の規定により平成十九年度から平成二十一  
年度までの各年度において起こすことができ  
ることとされた地方債の額

正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項  
の規定により平成十三年度及び平成十四年度  
において起こすことができることとされた地

(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平  
成二十三年法律第五号）第三条の規定による

改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額

(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による

改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による

改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(8) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年度において起こすことができることとされた地方債の額

五十 平成  
二十三年  
度から平  
成二十九  
年度まで

千円

改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額

(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による

改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による

改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(8) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年度において起こすことができることとされた地方債の額

五十 平成  
二十三年  
度から平  
成二十八  
年度まで

千円


の各年度  
において  
東日本大  
震災全国  
緊急防災  
施策等に  
要する費  
用に充て  
るため發  
行につい  
て同意又  
は許可を  
得た地方  
債の額

(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び  
減災のための施策に要する費用に充てるため  
平成二十五年度から平成二十九年度までの各  
年度において発行について同意又は許可を得  
た地方債で総務大臣の指定するものの額 (1)  
に掲げるものを除く。)

4～6 略


の各年度  
において  
東日本大  
震災全国  
緊急防災  
施策等に  
要する費  
用に充て  
るため發  
行につい  
て同意又  
は許可を  
得た地方  
債の額

(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び  
減災のための施策に要する費用に充てるため  
平成二十五年度から平成二十八年度までの各  
年度において発行について同意又は許可を得  
た地方債で総務大臣の指定するものの額 (1)  
に掲げるものを除く。)

4 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表第一に定めるところとする。  
5 第二項の測定単位ごとの単位費用は、別表第二に定めるところとする。  
6 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由により前二項の単位費用を  
変更する必要が生じた場合には、国会の閉会中であるときに限り、政令で  
前二項の単位費用についての特例を設けることができる。この場合におい  
ては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならな  
い。

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

あり、かつ、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについては、その種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ当該測定単位の数値を補正することができる。

2 前項の測定単位の数値の補正（以下「種別補正」という。）は、当該測定単位の種別ごとの数値に、その単位当たりの費用の割合を基礎として総務省令で定める率を乗じて行うものとする。

3 前条第三項及び前二項の規定により算定された測定単位の数値は、地方団体ごとに、当該測定単位につき次に掲げる事項を基礎として次項に定める方法により算定した補正係数を乗じて補正するものとする。

一 人口その他測定単位の数値の多少による段階  
二 人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの

### 三 地方団体の態容

#### 四 寒冷度及び積雪度

4 前項の測定単位の数値に係る補正係数は、経費の種類ごとに、かつ、測定単位ごとにそれぞれ次に定める方法を基礎として、総務省令で定めるところにより算定した率とする。

一 前項第一号の補正（以下「段階補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が測定単位の数値の増減に応じて遞減又は遞増するものについて行うものとし、当該段階補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いないで算定した数値で除して算定する。この場合において、行政機能等の差があることにより経費の額が割高又は割安となるため第三号イの補

正の適用される経費については、当該経費の測定単位の数値に当該割高となり、又は割安となる度合に応じて総務省令で定める率を乗じた数値を用いて当該段階補正に係る係数を算定することができるものとする。

二 前項第二号の補正（以下「密度補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他のこれらに類するもの（以下この号において「人口密度等」という。）の増減に応じて遞減又は遞増するものについて行うものとし、当該密度補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した人口密度等を当該率を用いないで算定した人口密度等で除して算定する。

三 前項第三号の補正（以下「態容補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が、地方団体の態容に応じてそれぞれ割高となり、又は割安となるものについて行うものとし、当該態容補正に係る係数は、次に掲げるところにより算定する。

イ 道府県の態容に係るものにあつては、当該道府県の区域内の市町村について行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいて割高となり、又は割安となる度合を基礎として市町村の全部又は一部の種類に応じ、総務省令で定める率を当該区域内の市町村の種類ごとの測定単位の数値（当該市町村の種類ごとの測定単位の数値によることができないか、又は適当でないと認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口その他総務省令で定める数値）に乗じて得た数値を合算した数値を当該率を乗じないで算定した市町村ごとの数値を合算した数値で除して算定する。

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類の欄に掲げる補正を行うものとする。

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類の欄に掲げる補正を行うものとする。

□ 市町村の態容に係るものにあつては、行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいてその割高となり、又は割安となる度合を基礎として市町村の種類に応じ、総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乘じないで算定した数値で除して算定する。  
ハ 小学校費、中学校費、社会福祉費その他の経費で総務省令で定めるものに係るものにあつては、人口の年齢別構成、公共施設の整備の状況その他地方団体の態容に応じて当該経費を必要とする度合について、総務省令で定める指標により測定した総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乘じないで算定した数値で除して算定する。  
四 前項第四号の補正（以下「寒冷補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が寒冷又は積雪の度合により割高となるものについて行うものとし、当該寒冷補正に係る係数は、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差ごとに、地域の区分に応じそれぞの割高となる度合を基礎として総務省令で定める率を当該地域における測定単位の数値（当該地域における測定単位の数値によることができるか、又は適当でないと認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口）に乗じて得た数を当該率を用いないで算定した数値で除して得た数値の合計数に一を加えて算定する。

道府県	類	体の種 類	経費の種類		測定単位	補正の種類
			八 還費	一 七 略		
から平成十一年度 までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	昭和六十二年度 から平成十一年度 までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	種別補正	八 還費	一 七 略	昭和六十二年度 から平成十一年度 までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	種別補正
平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十九年度まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい	平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十八年度まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい	種別補正	八 還費	一 七 略	昭和六十二年度 から平成十一年度 までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	種別補正

十一 財源対策債 償還費	平成九年度から までの各年度の	十 臨時財政特例 債償還費		の額	種別補正	九 地方税減収補 填債償還費 額	て同意又は許可 を得た地方債の
		平成九年度から までの各年度の	策のため平成九 年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の				

十一 財源対策債 償還費	平成八年度から までの各年度の	十 臨時財政特例 債償還費		の額	種別補正	九 地方税減収補 填債償還費 額	て同意又は許可 を得た地方債の
		平成八年度から までの各年度の	策のため平成八 年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の				

財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	十二・十三 略	十四 臨時財政対 策債償還費	十五 東日本大震 災全国緊急防災 施策等債償還費
臨時財政対策の ため平成十三年 度から平成二十 九年度までの各 年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額	平成二十三年度 から平成二十九 年度までの各年 度において東日 本大震災全国緊 急防災施策等に 要する費用に充	臨時財政対策の ため平成十三年 度から平成二十 九年度までの各 年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額	平成二十三年度 から平成二十九 年度までの各年 度において東日 本大震災全国緊 急防災施策等に 要する費用に充

財源対策のため 当該各年度に いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額		十二・十三 略	十四 臨時財政対 策債償還費	十五 東日本大震 災全国緊急防災 施策等債償還費
度から平成二十一 八年度までの各 年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額	度から平成二十一 八年度までの各 年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額	臨時財政対策の ため平成十三年	臨時財政対策の ため平成十三年	平成二十三年度 から平成二十八 年度までの各年 度において東日 本大震災全国緊 急防災施策等に 要する費用に充

市町村	
一〇七 略 八 補正予算債償 還費	債の額
昭和六十二年度 から平成十年度 までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	てるため発行に ついて同意又は 許可を得た地方
平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十九年度まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費	種別補正
種別補正	

十一 財源対策債

平成九年度から 額	十 臨時財政特例 債償還費		九 地方税減収補 填債償還費		の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額
	臨時財政特例対 策のため平成九 年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額	の額	年度から平成二 十九年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額	年度から平成九 年度まで	

種別補正

十一 財源対策債

平成八年度から 額	十 臨時財政特例 債償還費		九 地方税減収補 填債償還費		の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額
	臨時財政特例対 策のため平成八 年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額	の額	年度から平成二 十九年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額	年度から平成八 年度まで	

種別補正

		平成二十九年度		償還費	
		までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額			
		十二・十三 略			
十五	東日本大震災全国緊急防災施策等償還費	平成二十三年度から平成二十九年度までの各年	度において東日本大震災全国緊急防災施策等償還費	額	種別補正
十四	臨時財政対策のため平成十三年九年度までの各年度において特別に起こすことができることができるところに起きた地方債の額	度から平成二十九年度まで	臨時財政対策のため平成十三年八年度までの各年度において特別に起こすことができるところに起きた地方債の額	額	種別補正
十二・十三	略				

		平成二十八年度		償還費	
		までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額			
		十二・十三 略			
十五	東日本大震災全国緊急防災施策等償還費	平成二十三年度から平成二十八年度までの各年	度において東日本大震災全国緊急防災施策等償還費	額	種別補正
十四	臨時財政対策のため平成十三年九年度までの各年度において特別に起こすことができるところに起きた地方債の額	度から平成二十九年度まで	臨時財政対策のため平成十三年八年度までの各年度において特別に起こすことができるところに起きた地方債の額	額	種別補正
十二・十三	略				

6 ～ 12 略	<p>急防災施策等に 要する費用に充 てるため発行に ついて同意又は 許可を得た地方</p>
-------------------	--

6 ～ 12 略	<p>急防災施策等に 要する費用に充 てるため発行に ついて同意又は 許可を得た地方</p>
-------------------	--

6 前条第二項の測定単位の数値については、道府県又は市町村ごとに、人口にあつては段階補正を、面積にあつては種別補正を行うものとする。

7 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正のうち二以上を併せて行う場合には、測定単位の数値に係る補正係数は、二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率（二以上の事由を通じて定めた率を用いて算定した率を含む。）を総務省令で定めるところにより連乗又は加算して得た率によるものとする。

8 態容補正を行う場合には、第四項第三号の市町村は、総務省令で定めるところにより、人口集中地区人口、経済構造その他行政の質及び量の差を表現する指標ごとに算定した点数に基づいて区分し、又はその有する行政権能等の差によつて区分するものとする。

9 寒冷補正を行う場合には、第四項第四号の地域は、総務省令で定めるところにより、給与の差、寒冷の差及び積雪の差ごとに、市町村の区域によつて区分するものとする。

10 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し、又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合（地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合をいう。）を組織してい

る地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値

の算定方法については、総務省令で前各項の規定の特例を設けることができる。

11 災害復旧費に係る測定単位の数値については、総務省令で定めるところ

により、当該数値の当該地方団体の税収入額に対する比率に応じ、補正するものとする。

12 前各項に定めるもののほか、補正係数の算定方法につき必要な事項は、

総務省令で定める。

## 附 則

### (平成三十年度分 の交付税の総額の特例)

**第四条** 平成三十年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第四号までに掲げる額の合算額に六千七百五十億円を加算した額から第五号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための三千二百五十七億三千七百四万円 を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成三十年

## 附 則

### (平成二十九年度分 の交付税の総額の特例)

**第四条** 平成二十九年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第四号までに掲げる額の合算額に九千九百億円 を加算した額から第五号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための三千四百六十三億五千二百五十八万三千円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成二十九

度分 の交付税の総額に加算することとされていた額 三千三百六十七億円

三 平成三十年度 における交付税の総額を確保するため前二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 千六百五十五億三千四百五十万円

四 平成三十年度 における借入金の額に相当する額 三十一兆六千百七十二億九千五百四十万八千円

五 平成二十九年度における借入金の額に相当する額 三十二兆百七十二億九千五百四十万八千円

六 平成三十年度 における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 八百四億円

七 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成三十年度分 の交付税の総額から減額することとされていた額 二千三百五十四億八千四百四十万円

（平成三十一年度から平成六十四年度までの各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 平成三十一年度から平成六十四年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金の額に相当する額

年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 三千八百七億円

三 平成二十九年度 における交付税の総額を確保するため前二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 六千六百五十億五千七百八十万円

四 平成二十九年度 における借入金の額に相当する額 三十二兆百七十二億九千五百四十万八千円

五 平成二十八年度における借入金の額に相当する額 三十二兆四千百七十二億九千五百四十万八千円

六 平成二十九年度 における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 八百二十億円

七 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十九年度分 の交付税の総額から減額することとされていた額 二千三百五十四億八千四百四十万円

（平成三十一年度から平成六十四年度までの各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 平成三十一年度 から平成六十四年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金の額に相当する額

第四条の二 平成三十一年度 から平成六十四年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

2

平成三十一年度から平成四十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に応する同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九十二億円
平成三十四年度	一千六百五十六億円
平成三十五年度	一千二百五十七億円
平成三十六年度	八百三十四億円
平成三十七年度	五百二十五億円
平成三十八年度	二百八十五億円
平成三十九年度	百三十四億円
平成四十一年度	四十一億円
平成四十二年度	十四億円
平成四十三年度	七億円
三億円	

三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

2

平成三十一年度から平成四十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に応する同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成三十一年度	三千三百六十七億円
平成三十二年度	二千九百六十一億円
平成三十三年度	二千五百三十三億円
平成三十四年度	二千九十二億円
平成三十五年度	一千六百五十六億円
平成三十六年度	一千二百五十七億円
平成三十七年度	八百三十四億円
平成三十八年度	五百二十五億円
平成三十九年度	二百八十五億円
平成四十一年度	百三十四億円
平成四十二年度	四十一億円
平成四十三年度	十四億円
三億円	七億円

平成四十四年度

三億円

平成四十四年度

三億円

3 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額を平成三十一年度から平成四十二年度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成三十一年度から平成三十三年度までの各年度にあつては前項の規定による額から二千三百五十四億八千四百四十万円を、平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千八百十一億千九百万円を、平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額した額とする。

4 平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額である二千二百四十五億八百六十万円について、平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度における同項に規定する合算額から四百四十九億百七十二万円をそれぞれ減額する。

5 略

4

第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第

四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

(平成三十一年度における臨時財政対策のための特例加算)

(算)

第四条の三 平成三十一年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、同年度分の交付税の総額については、前条第三項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五

の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で、平成三十一年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第

五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第四十九号(1)から(7)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る平成三十一年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額  
(人口減少等特別対策事業費の基準財政需要額への算入)

第六条 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算

(算)

第四条の三 平成三十一年度及び平成三十一年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第三項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五

の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で平成三十一年度及び平成三十一年度の各年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第

五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第四十九号(1)から(7)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額  
(人口減少等特別対策事業費の基準財政需要額への算入)

(算)

第五条の三 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算

定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団 体の種 類	経費の種類	測定単位	单 位 費 用	
			市町村	道府県
別対策事業費	人口減少等特	人口	人口	人口
			一人につき	一人につき
			三、四〇〇	一、七〇〇
			円	円

2 略

(削る)

定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団 体の種 類	経費の種類	測定単位	单 位 費 用	
			市町村	道府県
別対策事業費	人口減少等特	人口	人口	人口
			一人につき	一人につき
			三、四〇〇	一、七〇〇
			円	円

2

前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

第六条

平成二十九年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税

(地域経済・雇用対策費の基準財政需要額への算入)

の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域経済・雇用対策費	人口	一人につき 四五〇 円
市町村	地域経済・雇用対策費	人口	一人につき 四二〇 円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎
官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	表示単位
人	表示単位

(平成三十年度及び平成三十一年度 の各年度分の交付税に係る基準

財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 平成三十年度及び平成三十一年度 の各年度分の交付税に

限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、平成三十年度 にあつては第十二条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、

平成三十一年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 二兆千八百五十二億九千五百四十五万五千円に当該道府県の控除前財

源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 一兆八千十二億二千三百四十四万五千円 に当該市町村の控除前

財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる

数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 平成二十九年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定

の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

(平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度分の交付税に係る基準

財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度分の交付税に

限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、平成二十九年度 にあつては第十二条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、平成三十

度及び平成三十一年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 二兆二千百七十四億八千五百八十八万六千円に当該道府県の控除前財

源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 一兆八千二百七十七億五千六百三十一万四千円に当該市町村の控除前

財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる

数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 平成二十九年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定

の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 平成二十八年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改

一 平成二十八年度における基準財政収入額を旧法

正する法律（平成二十九年法律第三号）による改正前の地方交付税法附

附

則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三| 平成二十七年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四| 平成二十六年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五| 平成二十五年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

（削る）

則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二| 平成二十六年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三| 平成二十六年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四| 平成二十五年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

（削る）

五| 平成二十四年度における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を

3 略

超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

#### （平成三十年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

##### 第七条の四

平成三十年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付す

べき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

##### 一 イからりまでに掲げる額の合算額

###### イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下

この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条におい

#### （平成二十九年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

##### 第七条の四

平成二十九年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付す

べき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

##### 一 イからりまでに掲げる額の合算額

###### イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下

この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条におい

て「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）の施行による個人の道府県民税に係る平成三十年度 の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

口 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る平成三十年度 の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

八 震災特例法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る平成三

て「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）の施行による個人の道府県民税に係る平成三十年度 の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

口 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る平成三十年度 の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

八 震災特例法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る平成三

十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めると  
ころにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第一百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法等改正法及び平成二十九年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十

十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めると  
ころにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第一百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法等改正法及び平成二十九年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十

八年地方税法等改正法及び平成二十九年地方税法等改正法の施行による自動車取得税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による地方法人特別譲与税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、震災特例法

八年地方税法等改正法及び平成二十九年地方税法等改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による地方法人特別譲与税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、震災特例法

、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

口 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

口 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成二十九年地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減

収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

**第九条の二** 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に対して交付すべき平成三十年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(平成三十年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

**第十一条** 平成三十年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。)及び平成三十年度震災復興特別交付税額(旧法附則第十二条第一項の規定により平成三十年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一條に規定する平成二十九年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条に規定する震災復興特別交

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成二十九年地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減

収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

**第九条の二** 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に対して交付すべき平成二十九年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(平成二十九年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

**第十一条** 平成二十九年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。)及び平成三十年度震災復興特別交付税額(旧法附則第十二条第一項の規定により平成三十年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一條に規定する平成二十九年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条に規定する震災復興特別交

付税に充てるための三千二百五十七億三千七百四万円 の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。) の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成三十年度分 として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び平成三十年度震災復興特別交付税額 の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成三十年度震災復興特別交付税額 の合算額を加算した額とする。

(平成三十年度震災復興特別交付税額の一部の平成三十一年度における交付等)

第十二条 平成三十年度分 として交付すべき交付税の総額のうち平成三十年度震災復興特別交付税額 については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を平成三十年度内 に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額(旧法附則第十二条第一項の規定により平成三十年度分 として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成二十九年度震災復興特別交付税額の一部のうち、平成三十年度内 に交付しない額を除く。)を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成三十一年度分 として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により平成三十年度震災復興特別交付税額 の一部を平成三十一年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成三十年度震災復興特別交付税額 の一部の加算がなかつたものとした場合における平成三十

付税に充てるための三千四百六十三億五千一百五十八万三千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。) の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十九年度分 として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び平成二十九年度震災復興特別交付税額 の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成二十九年度震災復興特別交付税額 の合算額を加算した額とする。

(平成二十九年度震災復興特別交付税額の一部の平成三十年度における交付等)

第十二条 平成二十九年度分 として交付すべき交付税の総額のうち平成二十九年度震災復興特別交付税額 については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を平成二十九年度内 に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額(旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十九年度分 として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成二十八年度震災復興特別交付税額の一部のうち、平成二十九年度内 に交付しない額を除く。)を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成三十年度分 として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により平成二十九年度震災復興特別交付税額 の一部を平成三十年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成二十九年度震災復興特別交付税額 の一部の加算がなかつたものとした場合における平成三十

〔一年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成三十年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成三十年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された平成三十年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。〕

〔震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例〕

第十三条 平成三十年度及び平成三十一年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（附則第四条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の額」とあるのは「、平成三十年度」にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条に規定する平成三十年度震災復興特別交付税額を、平成三十一年度にあつては同年度の特別交付税の

〔年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成二十九年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成三十年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された平成二十九年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。〕

〔震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例〕

第十三条 平成二十九年度及び平成三十年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（附則第四条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の額」とあるのは「、平成二十九年度」にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条に規定する平成二十九年度震災復興特別交付税額を、平成三十年度にあつては同年度の特別交付税の

総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成三十年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

(平成三十年度及び平成三十一年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例)

**第十四条** 平成三十年度及び平成三十一年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成三十年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成三十年度震災復興特別交付税額」を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する平成二十九年度震災復興特別交付税額のうち平成二十九年度において交付された額を控除した額」と、平成三十一年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成三十年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する平成三十年度震災復興特別交付税額のうち平成三十年度において交付された額を控除した額」とする。

(震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還)

総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成二十九年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

(平成二十九年度及び平成三十年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例)

**第十四条** 平成二十九年度及び平成三十年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成二十九年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十九年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する平成二十八年度震災復興特別交付税額のうち平成二十八年度において交付された額を控除した額」と、平成三十年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成二十九年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する平成二十九年度震災復興特別交付税額のうち平成二十九年度において交付された額を控除した額」とする。

(震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還)

**第十五条** 平成三十年度及び平成三十一年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年度以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を

、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2 略

3 平成三十二年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

**第十五条** 平成二十九年度及び平成三十年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年度以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を

、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2 前項の場合において、総務大臣は、超過交付額が総務省令で定める時期に交付すべき震災復興特別交付税の額を超える地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超える額を限度として、総務大臣が定める額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

3 平成三十一年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

八項並びに第二十条の規定を準用する。

道府県		類	地方団	別表第一（第十二条第四項関係）
		体の種類	経費の種類	
二 1 道路橋り	一 土木費		経費の種類	
道路の面積 千平方	警察職員数 つき	一人に	測定単位	
一三五、 〇〇〇	八、三〇六、 〇〇〇	円	単位費用	

道府県		類	地方団	別表第一（第十二条第四項関係）
		体の種類	経費の種類	
二 1 道路橋り	一 土木費		経費の種類	
道路の面積 千平方	警察職員数 つき	一人に	測定単位	
一四一、 〇〇〇	八、三六六、 〇〇〇	円	単位費用	

5 第二項及び第三項の場合における第四条及び第二十三条の規定の適用について、第四条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」と、同条第五号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第六号中「第二十条」とあるのは「第二十条（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」と、第二十三条第六号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第七号中「の規定により同条第二項」とあるのは「（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により第二十条第二項（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」とする。

## よう費

の延長	る外郭施設	漁港における延長	る係留施設	漁港における延長	る外郭施設	港湾における延長	る係留施設	港湾における延長	河川の延長	道路の延長	きルにつ	メート
つき	トルに	つき	トルに	つき	トルに	つき	トルに	つき	一キロ	一キロ	二、〇二四、〇〇〇	二、〇二四、〇〇〇
	五、九三〇		一〇、四〇〇		六、一四〇		二八、三〇〇		一八八、〇〇〇			

## よう費

の延長	る外郭施設	漁港における延長	る係留施設	漁港における延長	る外郭施設	港湾における延長	る係留施設	港湾における延長	河川の延長	道路の延長	きルにつ	メート
つき	トルに	つき	トルに	つき	トルに	つき	トルに	つき	一キロ	一キロ	二、〇〇七、〇〇〇	二、〇〇七、〇〇〇
	五、九八〇		一〇、五〇〇		六、一八〇		二八、二〇〇		一八一、〇〇〇			

童及び生徒 の幼稚、児	私立の学校 の学生の数	校及び大学 高等専門学 校	人口	教育費	5 その他の 費	4 特別支援 費	3 高等学校 費	2 中学校費	1 小学校費	三 教育費	4 その他の 土木費	人口
学校費	生徒数	教職員数	教職員数	教職員数	教職員数	教職員数	教職員数	教職員数	教職員数	教職員数	教職員数	人口
につき	一人に	つき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	一、三四〇
二八九、六〇〇	二一二、〇〇〇	二、三〇〇	二、〇九九、〇〇〇	六、一五五、〇〇〇	五六、一〇〇	六、五五六、〇〇〇	六、三三二、〇〇〇	六、二五三、〇〇〇	六、二二一、〇〇〇	六、三三三、〇〇〇	六、二六二、〇〇〇	一、三九〇

童及び生徒 の幼稚、児	私立の学校 の学生の数	校及び大学 高等専門学 校	人口	教育費	5 その他の 費	4 特別支援 費	3 高等学校 費	2 中学校費	1 小学校費	三 教育費	4 その他の 土木費	人口
学校費	生徒数	教職員数	教職員数	教職員数	教職員数	教職員数	教職員数	教職員数	教職員数	教職員数	教職員数	人口
つき	一人に	つき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	一、三九〇
二八六、〇〇〇	二一二、〇〇〇	二、二〇〇	二、〇二八、〇〇〇	六、一九四、〇〇〇	五五、一〇〇	六、五一二、〇〇〇	六、三三二、〇〇〇	六、二六二、〇〇〇	六、二二一、〇〇〇	六、三三三、〇〇〇	六、二六二、〇〇〇	一、三九〇

費		費		五 産業經濟費		5 労働費		4 高齡者保 健福祉費		3 衛生費		2 社会福祉 費	
面積	公有林野の 面積	公有以外の 林野の面積	農家数	人口	上人口	七十五歳以 上人口	六十五歳以 上人口	一人に	一人に	一人に	一人に	町村部人口	の数
タール につき	一ヘク タール につき	タール につき	一戸に つき	一戸に つき	一戸に につき	一人に つき	一人に つき	九五、 七〇〇	五〇、 〇〇〇	一四、 六〇〇	一五、 七〇〇	九、 三三〇	四 厚生労働費 生活保護費
一五、 三〇〇	五、 〇二〇	一〇七、 〇〇〇	四三〇										四 社会福祉 費



充てるため	費の財源に 係る事業	おいて国の 補正予算等	の各年度に まで	九年度ま ら平成二十	十六年度か で及び平成	十四年度ま 度から平成	平成十一年	元利償還金	方債に係る 可された地 め発行を許	業費の財源 に充てるた に充てるた め発行を許	等に係る事 において國 の補正予算	での各年度
つき 千円に												

五五

充てるため	費の財源に 係る事業	おいて国の 補正予算等	の各年度に まで	八年度ま ら平成二十	十六年度か で及び平成	十四年度ま 度から平成	平成十一年	元利償還金	方債に係る 可された地 め発行を許	業費の財源 に充てるた に充てるた め発行を許	等に係る事 において國 の補正予算	での各年度
つき 千円に												

五五

三八

二四

二九

二四

十二 減税補填 債償還費	十三 個人の道府 県民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び 平成十年度	千円に つき	十一 財源対策 債償還費		地方債の額 平成九年度 から平成二 十九年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 の額	千円に つき	別に発行を 許可された
			十一 財源対策 債償還費	地方債の額 平成九年度 から平成二 十九年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 の額			

六〇

一一一

十二 減税補填 債償還費	十一 財源対策 債償還費	平成八年度 地方債の額	平成八年度 から平成二 許可された 別に発行を	十八年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 の額			
				県民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び	千円に つき		
平成十年度							

六三

—

六三

八

対策債償還費 十四	臨時財政 策のため平 つき	額 た地方債の こととされ たができる に起こすこ おいて特別 成九年度に 塙のため平 臨時税収補 十三	額 た地方債の こととされ たができる に起こすこ おいて特別 成九年度に 塙のため平 臨時税収補 十三	減収を補塙 するため當 該各年度に おいて特別 に起こすこ とができる とがされ た地方債の こととされ たができる に起こすこ おいて特別 成九年度に 塙のため平 臨時税収補 十三	八年度まで の各年度の 減収を補塙 するため當 該各年度に おいて特別 に起こすこ とができる とがされ た地方債の こととされ たができる に起こすこ おいて特別 成九年度に 塙のため平 臨時税収補 十三
					額 千円に つき
臨時財政対 つき	千円に つき	千円に つき	千円に つき	千円に つき	千円に つき

六三

一九

成十三年度 から平成二 十九年度ま での各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額	十五 東日本大 震災全国緊急 防災施策等債 償還費	平成二十三 年度から平 成二十九年 度までの各 年度におい て東日本大 震災全国緊 急防災施策 等に要する 費用に充て るために發行 について同 意又は許可
千円に つき		

一

成十三年度 十八年度ま での各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額		十五 東日本大 震災全国緊急 防災施策等債 償還費	成二十八年 度までの各 年度におい て東日本大 震災全国緊 急防災施策 等に要する 費用に充て るために發行 について同 意又は許可	千円に つき
の額				

一

る係留施設	漁港における延長	る外郭施設	港湾における延長	る係留施設	港湾における延長	道路の延長	道路の面積	千平方メートルにつき	人口	市町村		を得た地方債の額		
										2 港湾費	1 道路橋りよう費	二 土木費	一 消防費	
トルに	一メー つき	トルに	一メー つき	トルに	一メー つき	キルメートルにつき	キルメートルにつき	千平方メートルにつき	一人に	一一、三〇〇 円	七一、七〇〇 一九四、〇〇〇	二七、二〇〇 六、一四〇	一〇、四〇〇 一一、三〇〇	

る係留施設	漁港における延長	る外郭施設	港湾における延長	る係留施設	港湾における延長	道路の延長	道路の面積	千平方メートルにつき	人口	市町村		を得た地方債の額		
										2 港湾費	1 道路橋りよう費	二 土木費	一 消防費	
トルに	一メー つき	トルに	一メー つき	トルに	一メー つき	キルメートルにつき	キルメートルにつき	千平方メートルにつき	一人に	一一、三〇〇 円	七三、五〇〇 一九三、〇〇〇	二七、一〇〇 六、一八〇	一〇、五〇〇 一一、三〇〇	

学校数	学級数	児童数	1 小学校費	3 教育費	6 その他の土木費	5 下水道費	4 公園費		3 都市計画費	の延長の漁港における外郭施設
			人口	人口	面積	都市公園の面積	人口	人口	域における都市計画区の延長	
一校につき	一学級	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	きり	ルにつき	つづき	つづき	つづき
九、四七九、〇〇〇〇〇	八九〇、〇〇〇〇〇	四三、〇〇〇〇〇	一、六二〇	九四	三六、三〇〇	五三〇	九八八	四、三一〇	一メー	つき

学校数	学級数	児童数	1 小学校費	3 教育費	6 その他の土木費	5 下水道費	4 公園費		3 都市計画費	の延長の漁港における外郭施設
			人口	人口	面積	都市公園の面積	人口	人口	域における都市計画区の延長	
一校につき	一学級	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	きり	ルにつき	つづき	つづき	つづき
九、〇七九、〇〇〇〇〇	八五〇、〇〇〇〇〇	四三、二〇〇	一、七〇〇	九四	三六、三〇〇	五三〇	九八八	四、三六〇	一メー	つき

2 社会福祉	費 生活保護	四 厚生費				4 その他の 教育費				3 高等学校 費				2 中学校費	
		人口	市部人口	もの数	就学前子ども	園の小学校	認定こども	幼稚園及び 幼保連携型	人口	生徒数	教職員数	学校数	学級数	生徒数	
一 人 に	つ き	一人 に						つ き	一人 に	つ き	一人 に	つ き	一 校 に	つ き	一 学 級
二 三 、 四 〇 〇	九 、 四 四 〇							三 八 六 、 〇 〇 〇	五 、 二 二 〇	七 〇 、 三 〇 〇	六 、 五 五 八 、 〇 〇 〇	八 、 六 九 一 、 〇 〇 〇	一 、 〇 九 七 、 〇 〇 〇	四 〇 、 六 〇 〇	

2 社会福祉	費 生活保護	四 厚生費				4 その他の 教育費				3 高等学校 費				2 中学校費	
		人口	市部人口	もの数	就学前子ども	園の小学校	認定こども	幼稚園及び 幼保連携型	人口	生徒数	教職員数	学校数	学級数	生徒数	
一 人 に	つ き	一人 に						つ き	一人 に	つ き	一人 に	つ き	一 校 に	つ き	一 学 級
二 二 、 三 〇 〇	九 、 五 二 〇							三 六 九 、 〇 〇 〇	五 、 一 四 〇	六 九 、 六 〇 〇	六 、 五 六 三 、 〇 〇 〇	八 、 五 九 四 、 〇 〇 〇	一 、 〇 四 一 、 〇 〇 〇	四 〇 、 七 〇 〇	

	2 基本台帳費	1 戸籍住民	六 総務費	3 商工行政	2 林野水産	1 農業行政	五 産業経済費	5 清掃費	4 健福祉費	3 保健衛生	費
世帯数	戸籍数	世帯数		人口	者数	産業の従業	農家数	人口	上人口	七十五歳以上人口	六十五歳以上人口
一世帯	つき つき 一 二、〇八〇	戸籍に につき 一 一、一七〇	世帯に につき 一 四、六一〇	世帯 につき 一 一、三一〇	一人に 一人に 一 二八五、〇〇〇	林業及び水 産業の従業 につき 一人に 一 八四、三〇〇	農家数 一戸に つき 一人に 一 五、〇二〇	人口 一人に つき 一人に 一 八三、八〇〇	上人口 一人に つき 一人に 一 六五、六〇〇	七十五歳以 上人口 一人に つき 一人に 一 七、八六〇	六十五歳以 上人口 一人に つき 一人に 一 七、八六〇

	2 基本台帳費	1 戸籍住民	六 総務費	3 商工行政	2 林野水産	1 農業行政	五 産業経済費	5 清掃費	4 健福祉費	3 保健衛生	費
世帯数	戸籍数	世帯数		人口	者数	産業の従業	農家数	人口	上人口	七十五歳以上人口	六十五歳以上人口
一世帯	つき つき 一 二、〇九〇	戸籍に につき 一 一、一七〇	世帯に につき 一 四、三八〇	世帯 につき 一 一、二四〇	一人に 一人に 一 二九一、〇〇〇	林業及び水 産業の従業 につき 一人に 一 八三、四〇〇	農家数 一戸に つき 一人に 一 五、〇八〇	人口 一人に つき 一人に 一 八二、二〇〇	上人口 一人に つき 一人に 一 六三、八〇〇	七十五歳以 上人口 一人に つき 一人に 一 七、七八〇	六十五歳以 上人口 一人に つき 一人に 一 七、七八〇



九 補正予算債

償還費

補正予算債

## 償利元本

千円に  
つき

八〇〇

九  
補正予算債

償還費

止予算債

## 係る元利償還金

千円  
につき

九

八〇〇

五四

三  
八

二四

十一 特例債償還費 臨時財政 例対策のた つき	千円に よる 額	得た地方 意又は許可 について同 度において 特別に発行 までの各年 二十八年度 度から平成 め平成八年 取補填のた 方債の額 地方税の減 地方税減収 補填債償還費	十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇	
			正予算等 に係る事業 費の財源に 充てるため 発行につい て同意又は 許可を得た 地方債の額 地方税の減 地方税減収 補填債償還費	十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇
十一 臨時財政 特	十一 臨時財政 特	十一 臨時財政 特	十一 十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇	十一 十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇

三九

一四

債償還費 十三 減税補填 る特別減税	個人の市町 の額	得た地方債	又は許可を ついて同意	いて発行に ついて同意	各年度にお いて発行に ついて同意	の財源対策 のため当該	十九年度ま での各年度	から平成二 十九年度ま での各年度	平成九年度 から平成二 十九年度ま での各年度	地方債の額 許可された	別に発行を において特 め平成九年 度から平成 十二年度ま での各年度
つき	千円に							つき	千円に		

六三

二二一

債償還費 十三 減税補填 る特別減税	個人の市町 の額	得た地方債	又は許可を ついて同意	いて発行に ついて同意	各年度にお いて発行に ついて同意	の財源対策 のため当該	十八年度ま での各年度	から平成二 十八年度ま での各年度	平成八年度 から平成二 十八年度ま での各年度	地方債の額 許可された	別に発行を において特 め平成八年 度から平成 十二年度ま での各年度
つき	千円に							つき	千円に		

六三

二二一

等による平	成六年度か ら平成八年 度まで及び 平成十年度 度まで から平成十 八年度まで の各年度の 減収を補填 するため當 該各年度に おいて特別 に起こすこ とができる こととされ た地方債の 額	十四 臨時税収 補填償償還費
とができる に起こすこ とができる 成九年度に おいて特別 に起こすこ とができる	千円に つき	臨時税収補 填のため平

100

五三

		十五　臨時財政 対策債償還費		こととされ た地方債の 額	
		臨時財政対 策のため平 成十三年度	から平成二 十九年度ま での各年度	において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額	千円に つき
震災全 国緊急 防災施 策等債 償還費	十六　東日本大 震災全国緊急 防災施策等債 償還費	成二十九年 度まで各 年度におい て東日本大 震災全 国緊急 防災施 策	成二十三 年度から平 成二十九年 度まで各 年度におい て東日本大 震災全 国緊急 防災施 策	千円に つき	

一〇一

六三

十五　臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十八年度までの各年度において特別に起こすこととされることができることとされた地方債の額									
十五　臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十八年度までの各年度において特別に起こすこととされることができることとされた地方債の額									
震災全国緊急防災施策等償還費	十六　東日本大震災全国緊急防災施策等償還費	成二十八年度までの各年度における額	平成二十三年度から平成二十八年までの各年度における額	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
震災全国緊急防災施策等償還費	十六　東日本大震災全国緊急防災施策等償還費	成二十八年度までの各年度における額	平成二十三年度から平成二十八年までの各年度における額	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
震災全国緊急防災施策等償還費	十六　東日本大震災全国緊急防災施策等償還費	成二十八年度までの各年度における額	平成二十三年度から平成二十八年までの各年度における額	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき

一

六三

別表第二（第十二条第五項関係）

市町村	道府県	地 団 体 の 方 種 類	測定単位	等に要する 費用に充て るため発行 について同 意又は許可 を得た地方 債の額
面積 人口	面積 人口			
つき メートルに 一人につき 一平方キロ	つき メートルに 一人につき 一平方キロ	一人につき 一平方キロ	一人につき メートルに 一平方キロ	等に要する 費用に充て るため発行 について同 意又は許可 を得た地方 債の額
二、三四三、〇〇〇 五〇〇 円	一七、五〇〇 円	九、三一〇 円	一、一六三、〇〇〇	等に要する 費用に充て るため発行 について同 意又は許可 を得た地方 債の額

別表第二（第十二条第五項関係）

市町村	道府県	地 団 体 の 方 種 類	測定単位	等に要する 費用に充て るため発行 について同 意又は許可 を得た地方 債の額
面積 人口	面積 人口			
つき メートルに 一人につき 一平方キロ	つき メートルに 一人につき 一平方キロ	一人につき 一平方キロ	一人につき メートルに 一平方キロ	等に要する 費用に充て るため発行 について同 意又は許可 を得た地方 債の額
二、四二六、〇〇〇 八三八〇 円	一八、三八〇 円	九、八〇〇 円	一、二二九、〇〇〇	等に要する 費用に充て るため発行 について同 意又は許可 を得た地方 債の額

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案

附 則

（交付税特別会計における借入金の特例）

**第四条** 交付税特別会計において、平成三十年度から平成六十三年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成三十年度にあつては三十一兆六千七十二億九千五百四十万八千円を、平成三十一年度から平成三十六年度までの各年度にあつては三十一兆六千七十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に応する同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十七年度から平成六十三年度までの各年度にあつては二十七兆七千百七十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

年 度	控 除 額
平成三十一年度	四千億円
平成三十二年度	五千億円
平成三十三年度	六千億円

現 行

附 則

（交付税特別会計における借入金の特例）

**第四条** 交付税特別会計において、平成二十九年度から平成六十三年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十九年度にあつては三十二兆百七十二億九千五百四十万八千円を、平成三十年度から平成三十六年度までの各年度にあつては三十二兆百七十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に応する同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十七年度から平成六十三年度までの各年度にあつては二十七兆七千百七十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

年 度	控 除 額
平成三十一年度	四千億円
平成三十二年度	五千億円
平成三十三年度	六千億円

平成三十四年度  
平成三十五年度  
平成三十六年度

---

七千億円  
八千億円  
九千億円

2  
•  
3  
略

## (交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例)

**第五条** 平成三十年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

## (交付税特別会計における一般会計からの繰入金の額の特例)

平成三十四年度	七千億円
平成三十五年度	八千億円
平成三十六年度	九千億円

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。  
3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

## (交付税特別会計における一般会計からの繰入金の額の特例)

**第五条** 平成二十九年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

第四号に掲げる額を減額した額とし、平成四十三年度及び平成四十四年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額とする。

第一次の表の上欄に掲げる当該各年度に応する同表の下欄に定める金額

年 度	金 領
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九十二億円
平成三十四年度	二千五百三十三億円
平成三十五年度	二千九十二億円
平成三十六年度	二千五百三十三億円
平成三十七年度	二千九十二億円
平成三十八年度	二千五百三十六億円
平成三十九年度	二千五百三十六億円
平成四十一年度	二千五百三十六億円
平成四十二年度	二千五百三十六億円
平成四十三年度	二千五百三十六億円
平成四十四年度	二千五百三十六億円

二 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成三十一年度から

平成三十三年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千三百五十四億八千四百四十万円

第四号に掲げる額を減額した額とし、平成四十三年度及び平成四十四年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額とする。

第一次の表の上欄に掲げる当該各年度に応する同表の下欄に定める金額

年 度	金 領
平成三十一年度	三千三百六十七億円
平成三十二年度	二千九百六十一億円
平成三十三年度	二千五百三十三億円
平成三十四年度	二千九十二億円
平成三十五年度	二千五百三十六億円
平成三十六年度	二千五百三十六億円
平成三十七年度	二千五百三十六億円
平成三十八年度	二千五百三十六億円
平成三十九年度	二千五百三十六億円
平成四十一年度	二千五百三十六億円
平成四十二年度	二千五百三十六億円
平成四十三年度	二千五百三十六億円
平成四十四年度	二千五百三十六億円

二 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成三十一年度から

平成三十三年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千三百五十四億八千四百四十万円

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 略

2 略

三 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八百十一億千九百万円

四 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百八十三億八千二百五十万円

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措

置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第一項に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

2 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、

当該年度における道路交通法第百二十八条第一項（同法第百三十条の二第二项において準用する場合を含む。）の規定により納付された反則金（同法第百二十九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るもの）を含む。以下この項及び次条第一項において「反則金等」という。）の収入に相当する額（反則金等の収入見込額として当該年度の一般会計の歳入予算に計上された金額を限度とする。）による交通安全対策特別交付金に相当する金額、同法第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する金額、同法第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出しに相当する金額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する金額で、

まだ交付税特別会計に繰り入れていらない額を加算した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

3 平成三十年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

3 平成二十九年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。